

令和8年度

愛知県 1,195 円に

★ News 『地域別最低賃金』・全都道府県で決定

令和8年度の地域別最低賃金が、全47都道府県で決定しました。8月に中央最低賃金審議会が示した目安額・全国平均1,176円(時間額)、引上げ額の目安・全国平均55円(時間額)を基に、各都道府県の審議会でも個別に決められ、10月以降順次適用されます。

物価高騰を背景に大幅引上げを求める労働者側と、中小企業や零細企業は価格転嫁が進まず支払い余力が乏しい使用者側との議論が続く中で、都市部や隣県への人材流出が大きい地方では最低賃金の地域差は縮小。なお最も高い最低賃金は東京都1,280円、最も低いのは宮崎県1,085円です。

また前年度は、発効日が決定から通例の30日後を超えて翌年となる自治体がありましたが、最も遅い沖縄で12月2日となり、全て年内に発効することとなりました。

■ 令和8年度・最低賃金【時間額 単位：円】(抜粋)

都道府県	引上げ額	最低賃金	発効予定日
愛知	55	1,195	令和8年10月1日
東京	54	1,280	令和8年10月1日
神奈川	54	1,279	令和8年10月1日
埼玉	55	1,196	令和8年10月1日
静岡	57	1,154	令和8年10月15日
岐阜	56	1,121	令和8年10月1日
三重	56	1,143	令和8年10月1日
大阪	54	1,231	令和8年10月1日

※ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【最低賃金とは】

- 使用者が労働者に支払わなければならない最低限の時間額
- 職種・年齢、パート・アルバイト・嘱託など雇用形態の別なく、その都道府県内の事業所で働く全ての労働者に適用
- 対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金。臨時の賃金(賞与・割増賃金・精皆勤手当・通勤手当・家族手当など)は最低賃金額に算入しない。
- 違反には、労働基準監督署の調査・是正勧告のほか罰則がある。

★ News ^{イデコ} iDeCo(個人型確定拠出年金)改正・今年12月から実施

令和7年度税制改正に基づく国民年金基金令等の改正により、iDeCo(イデコ=個人型確定拠出年金)については次の改正点が令和8年12月(令和9年1月引き落とし分)から実施されます。

- ① 拠出限度額の引上げ(掛金額を最大75,000円まで拠出できるようになる)
- ② 加入可能年齢の引上げ(60歳以上70歳未満でも一定の要件を満たせば加入できるように)

平成14年(2002年)スタートしたiDeCoは、①自分で運営管理機関(銀行や証券会社など)を選んでiDeCoに加入し、②自分で決めた掛金額を積み立てながら、③その掛金を自分で選んだ運用商品(定期預金・保険商品・投資信託等)で運用し、④掛金とその運用益との合計額を基に老後の年金資金を準備する年金制度で、加入者数は増加を続け、今年6月末で400万人を超えたといわれます。

iDeCoには3つの税制優遇があり、①加入者が拠出した掛金=全額所得控除 ②運用益=運用中は非課税 ③給付時は、年金として受給=雑所得となり公的年金控除、一時金として受給=退職所得となり退職所得控除の対象となりますが、確定申告が必要な場合に留意してください。

★ News 道路交通法改正→「生活道路」時速30㎞

道路交通法の改正により、「生活道路」の法定速度が9月1日から時速60㎞から30㎞に引き下げられました。対象は中央線や中央分離帯のない一般道路ですが、道路標識に40㎞などと指定されている道路は変わらず標識のまま。周知徹底できるかが懸念されています。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F



田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063